

公 示

平成 27 年度から平成 31 年度までの間において森林管理署等で入札執行する国有林野事業に属する林産物の売払契約の一般競争に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、次のとおり公示する。

1 参加者の資格

一般競争に参加する者に必要な資格は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当する者でないことのほか、次のとおりとする。

- (1) 木材の生産、売買又は加工（木材を生産手段として消費するものを含む。）に関する営業の経験が 2 年間を超える者（ただし、都道府県の登録条例によって木材業者の登録を受けている者又は都道府県、市町村その他の公共的団体による木材業者の証明書を有している者はこの限りでない。）であること。
- (2) 審査基準日の直前 2 年間における年間平均木材購入量が素材換算 3 0 m³を超える者であること。
- (3) 今回の申請時において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続申請中の者にあつては更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）となった後に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申請中の者にあつては再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）となった後にそれぞれ、一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、平成 27 年度から平成 31 年度までの一般競争参加資格の有資格者として確認を受けた後において更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者となった者は、再度、一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者であつて、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争において競争参加資格が取り消される場合がある。

2 申請の時期

一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は、原則として平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に、林産物の売払契約に係る申請書類を提出すること。

なお、申請は上記期間経過後も随時に受け付ける。

3 申請書類の提出先

一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は、最寄りの森林管理局（署）に申請書類を提出すること。

4 審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

林 野 庁 長 官